

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-12034

(P2010-12034A)

(43) 公開日 平成22年1月21日(2010.1.21)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 1 B 1/00 (2006.01)	A 6 1 B 1/00 3 0 0 B	4 C 0 5 8
A 6 1 B 1/12 (2006.01)	A 6 1 B 1/12	4 C 0 6 1
A 6 1 L 2/26 (2006.01)	A 6 1 L 2/26 Z	

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2008-174761 (P2008-174761)	(71) 出願人	304050923
(22) 出願日	平成20年7月3日(2008.7.3)		オリンパスメディカルシステムズ株式会社
			東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
		(74) 代理人	100076233
			弁理士 伊藤 進
		(72) 発明者	小川 章生
			東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ
			リンパスメディカルシステムズ株式会社内
		(72) 発明者	辻谷 英樹
			東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ
			リンパスメディカルシステムズ株式会社内
		Fターム(参考)	4C058 AA12 AA15 BB07 EE22 EE23
			EE24 JJ06 JJ21
			4C061 GG07 GG09 GG13

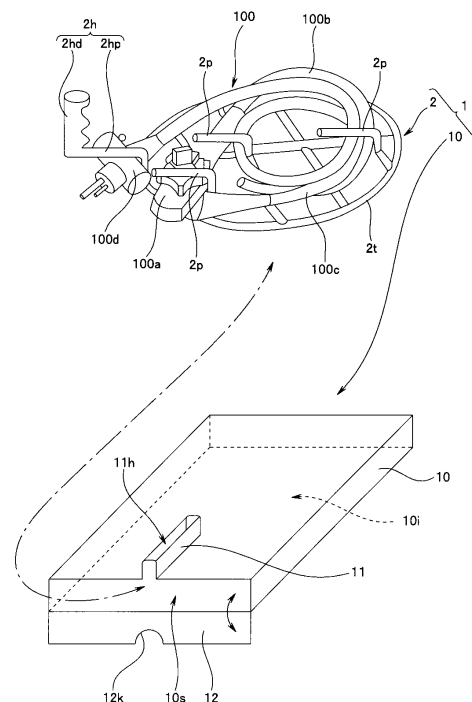
(54) 【発明の名称】 医療器具運搬ユニット

(57) 【要約】

【課題】使用後または洗浄消毒後の医療器具を、効率良く収容ケースに梱包できるとともに、収容ケース内における医療器具の移動を防止することのできる構成を具備する医療器具運搬ユニットを提供する。

【解決手段】内視鏡100を保持する保持網2と、保持網2に設けられた、該保持網2に保持された内視鏡100に対し非接触で保持網2を把持する該保持網2の把持部2hと、保持網2が収容自在な収容ケース10と、保持網2と収容ケース10との少なくとも一方に設けられた、収容ケース10に内視鏡100を保持する保持網2が収容された際、収容ケース10内において、収容された内視鏡の位置を固定する係止ピン2pと、を具備したことを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

使用後または洗浄消毒後の医療器具を運搬する医療器具運搬ユニットであって、
前記医療器具を保持する保持部材と、
前記保持部材に設けられた、該保持部材に保持された前記医療器具に対し非接触で前記保持部材を把持する該保持部材の把持部と、
前記保持部が収容自在な収容部材と、
前記保持部材と前記収容部材との少なくとも一方に設けられた、前記収容部材に前記医療器具を保持する前記保持部材が収容された際、前記収容部材内において、収容された前記医療機器の位置を固定する固定部材と、
を具備したことを特徴とする医療器具運搬ユニット。

10

【請求項 2】

前記保持部材は、前記医療器具を保持した状態で、洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に対し収容自在であり、
前記医療器具は、前記保持部材に保持された状態で、前記洗浄消毒槽内において洗浄消毒されることを特徴とする請求項 1 に記載の医療器具運搬ユニット。

【請求項 3】

前記収容部材に、該収容部材に前記保持部材が収容された際、前記収容部材外に前記把持部を露出させる把持部露出孔が形成されていることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の医療器具運搬ユニット。

20

【請求項 4】

前記保持部材は、前記医療器具が載置される保持網から構成されており、
前記固定部材は、前記保持網に形成された、前記医療器具の位置を前記保持網上において規定する前記医療器具に係止される係止ピンであることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の医療器具運搬ユニット。

【請求項 5】

前記保持部材は、前記医療器具が収容自在な、少なくとも表面が弾性部材から網状に形成されたケース部材から構成されており、
前記固定部材は、前記ケース部材における前記医療器具のケース部と、該ケース部に設けられた前記医療器具の位置を前記ケース部において規定する前記医療器具に係止される係止ピンと、前記ケース部に対して開閉自在な蓋体とから構成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の医療器具運搬ユニット。

30

【請求項 6】

前記固定部材は、前記収容部材内に設けられた、該収容部材に前記保持部材が収容された際、前記保持部材の一部が嵌入する固定溝であることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の医療器具運搬ユニット。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、使用後または洗浄消毒後の医療器具を運搬する医療器具運搬ユニットに関する。

40

【背景技術】**【0002】**

一般に、洗浄消毒装置を用いて体腔内の検査や治療等の目的に使用される医療器具、例えば内視鏡の洗浄消毒処理を行う場合、先ず、洗浄消毒装置の洗浄消毒槽内に、使用済みの内視鏡が収容され、その後、洗浄消毒槽内における設定位置に内視鏡がセッティングされる。

【0003】

次いで、洗浄消毒槽の収容口に対し、トップカバーが閉成された後、処理開始スイッチが ON されると、最初に洗浄工程が開始される。洗浄工程では、先ず、洗浄消毒槽内に洗

50

浄液が供給され、該供給後の洗浄液が循環されることにより、その水流にて内視鏡が洗浄される。

【0004】

洗浄工程終了後は、消毒工程において洗浄消毒槽に洗浄液の供給と同様に消毒液が供給され、内視鏡が消毒液に浸漬されることにより内視鏡の消毒が行われ、次いで、洗浄消毒槽に洗浄液の供給と同様に濯ぎ水が供給されて、内視鏡の濯ぎが行なわれる。

【0005】

最後に、乾燥工程において、内視鏡に、洗浄液及び消毒液の供給と同様にエアが供給されることにより、内視鏡の除水、乾燥が促進され、一連の工程が終了する。

【0006】

ここで、使用済みの内視鏡を洗浄消毒槽に収容する際、または洗浄消毒装置を用いた洗浄消毒終了後の内視鏡を保管庫等に収容する際、作業者は、内視鏡を把持して検査位置から洗浄消毒装置に、または洗浄消毒装置から保管庫に内視鏡を運搬するのが一般的である。

10

【0007】

ところが、内視鏡の運搬の際、例えば検査終了後、内視鏡を洗浄消毒装置へと運搬する場合には、運搬中に、内視鏡が検査室内の配置物や床、壁等に不意に接触してしまい、内視鏡に付着した体液等の汚れが、配置物や床、壁等に付着され、これらを汚してしまう場合があるといった問題があった。

【0008】

また、洗浄消毒終了後、内視鏡を保管庫に運搬する場合においても、運搬中に洗浄消毒後の内視鏡が検査室内の配置物や床、壁等に不意に接触してしまうと、配置物や床、壁等から内視鏡に汚れが付着してしまうといった問題もあった。

20

【0009】

これは、内視鏡は細長に構成されていることから、作業者の手によって2点で把持された状態では、内視鏡の一部が垂れ下がってしまい、該垂れ下がった部位が、他の部材に接触しやすくなってしまうためである。

【0010】

このような問題に鑑み、特許文献1には、細長な内視鏡が巻回されて載置されることにより、内視鏡を保持した状態で内視鏡の運搬を行うことができる保持網が開示されている。作業により保持網が用いられて内視鏡の運搬が行われれば、作業者は、内視鏡に触れることなく内視鏡の運搬を行うことができる他、細長な内視鏡は、保持網上に載置されていることから、運搬中に内視鏡が不意に検査室内の配置物や床、壁等に接触してしまうことを防ぐことができる。

30

【0011】

また、保持網は、洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に対しても収容自在であるため、内視鏡は保持網に載置された状態で洗浄消毒できることから、保持網から内視鏡を取り出すことなく、即ち、内視鏡に対し非接触で内視鏡を洗浄消毒槽に収容することができるとともに、洗浄消毒収容後も、内視鏡に対し非接触で、保持網ごと内視鏡を洗浄消毒槽から取り出すことができる。

40

【0012】

さらに、保持網を用いた状態で洗浄消毒を行うことにより、洗浄消毒槽に収容された内視鏡が洗浄消毒槽の底面に接触してしまい、該底面への内視鏡の接触部位に洗浄消毒不良が発生してしまうことを、保持網によって、洗浄消毒槽の底面と内視鏡との間に間隔を発生させることにより防ぐことができる。

【特許文献1】特開2007-282674号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0013】

ところで、使用済みの内視鏡は、病院内における内視鏡を用いて検査を行う検査室内に

50

設置された洗浄消毒装置を用いて、病院スタッフにより、上述したように洗浄消毒を行うのが一般的である。

【 0 0 1 4 】

ところが、近年、病院スタッフの負担を軽減するとともに、使用後の内視鏡が検査室内の配置物や、壁や床、さらには病院スタッフへの接触に伴う感染症の発生を防ぐ目的から、病院外において、内視鏡の洗浄消毒を行う手法も周知である。

【 0 0 1 5 】

具体的には、使用済みの内視鏡は、病院スタッフによって梱包された後、外部業者に運搬される。その後、外部業者において、洗浄消毒装置を用いた洗浄消毒が行われ、洗浄消毒後の内視鏡が再度梱包された後、病院に対して運搬されることにより、病院スタッフは、外部業者により洗浄消毒された内視鏡を再度用いるといった手法である。尚、該手法は、内視鏡に限らず、他の医療器具を洗浄消毒する場合であっても同様である。

10

【 0 0 1 6 】

即ち、使用済みの内視鏡を外部業者において洗浄消毒してもらう場合には、内視鏡は、病院内において運搬されるだけでなく、病院と病院外の外部業者との間においても運搬されることになる。

【 0 0 1 7 】

ここで、内視鏡を病院外に運搬する際は、通常、内視鏡をそのまま容器等の収容ケースに入れて運搬を行うが、この場合、運搬中に収容ケース内において内視鏡は移動自在となっているため、振動や衝撃等が付与されると破損してしまう場合がある。また、振動や衝撃等が付与されないように緩衝材を同梱すると、外部業者に洗浄消毒してもらう内視鏡の本数が多い場合、内視鏡を収容ケースに梱包する作業に時間がかかってしまうといった問題や、収容ケースの内側や緩衝材に、使用済みの内視鏡に付着した体液等が付着してしまう場合があるため、不衛生であるといった問題があった。

20

【 0 0 1 8 】

尚、上述した特許文献 1 に示したように、保持網に保持された内視鏡を、収容ケースに梱包して運搬を行えば、病院スタッフは、内視鏡に非接触で梱包が行える他、外部業者も、保持網に載置された状態で、内視鏡に対して非接触で洗浄消毒装置を用いて内視鏡を洗浄消毒することができるとともに、洗浄消毒後の内視鏡が保持網に保持された状態で、内視鏡に対して非接触で内視鏡を収容ケースに再度梱包することができることから、作業性が向上するといった利点がある。

30

【 0 0 1 9 】

しかしながら、保持網を用いたとしても、内視鏡を保持した保持網は、収容ケース内において移動自在となっているため、内視鏡をそのまま収容ケースに梱包する場合と同様の問題が発生する他、矢張り、梱包作業に時間がかかってしまうといった問題もあった。

【 0 0 2 0 】

本発明の目的は、上記問題点に鑑みてなされたものであり、使用後または洗浄消毒後の医療器具を、効率良く収容ケースに梱包できるとともに、収容ケース内における医療器具の移動を防止することのできる構成を具備する医療器具運搬ユニットを提供するにある。

【課題を解決するための手段】

40

【 0 0 2 1 】

上記目的を達成するため本発明による医療器具運搬ユニットは、使用後または洗浄消毒後の医療器具を運搬する医療器具運搬ユニットであって、前記医療器具を保持する保持部材と、前記保持部材に設けられた、該保持部材に保持された前記医療器具に対し非接触で前記保持部材を把持する該保持部材の把持部と、前記保持部が収容自在な収容部材と、前記保持部材と前記収容部材との少なくとも一方に設けられた、前記収容部材に前記医療器具を保持する前記保持部材が収容された際、前記収容部材内において、収容された前記医療機器の位置を固定する固定部材と、を具備したことを特徴とする。

【発明の効果】

【 0 0 2 2 】

50

本発明によれば、使用後または洗浄消毒後の医療器具を、効率良く収容ケースに梱包できるとともに、収容ケース内における医療器具の移動を防止することのできる構成を具備する医療器具運搬ユニットを提供することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

以下、図面を参照して本発明の実施の形態を説明する。尚、以下に示す実施の形態においては、医療器具は、内視鏡を例に挙げて説明する。

【0024】

(第1実施の形態)

図1は、本実施の形態の医療器具運搬ユニットを示す斜視図、図2は、図1の内視鏡を保持した保持網が洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に収容自在な状態を示す部分斜視図、図3は、図1の収容ケースに内視鏡を保持した保持網が収容されている状態を示す透視斜視図である。

【0025】

図1に示すように、医療器具運搬ユニット1は、使用済みまたは洗浄消毒後の内視鏡100を保持する保持部材である保持網2と、該保持網2が収容自在な収容部材である収容ケース10とにより主要部が構成されている。

【0026】

保持網2は、内視鏡100が載置される、例えば硬質な金属から形成された平面視した形状が略楕円状であって平板状かつ網状の載置部2tと、該載置部2tから上方に延出するとともに、上部が載置部2tと略平行に折れ曲がった、例えば硬質な金属から形状が可変できるように形成された固定部材である複数の係止ピン2pと、載置部2tの端部から上方にクランク状に折れ曲がるよう、例えば硬質な金属から形成された把持部2hとから主要部が構成されている。

【0027】

保持網2は、図2に示すように、内視鏡100を保持した状態で、洗浄消毒装置25の洗浄消毒槽26に対し収容自在となっている。このことにより、内視鏡100は、保持網2に保持された状態で、洗浄消毒槽26内において洗浄消毒される。

【0028】

尚、洗浄消毒槽26は、保持網21の外形と平面視した状態で略同じか若干大きく形成されていることから、洗浄消毒槽26に保持網2が収容された際、保持網2は、洗浄消毒槽26において周方向に回転してしまわない。

【0029】

図1に示すように、複数の係止ピン2pは、載置部2tに内視鏡100が載置された際、内視鏡100の操作部100aが係止されたり、巻回された内視鏡100の挿入部100b及びユニバーサルコード100cが係止されたりすることにより、載置部2t上において、内視鏡100の位置を規定する部材である。

【0030】

また、複数の係止ピン2pは、図2に示すように、洗浄消毒装置25の洗浄消毒槽26に保持網2が収容された際、洗浄消毒槽26において、内視鏡100を洗浄に最適な位置に規定する。具体的には、複数の係止ピン2pは、内視鏡100の洗浄し難い部位が、例えば挿入部100bの先端が、洗浄消毒槽26に洗浄液や消毒液、濯ぎ水を供給する図示しない液体供給ポートの直下に位置するよう、内視鏡100の位置を規定する。

【0031】

さらに、複数の係止ピン2pは、図3に示すように、収容ケース10の収容部10iに内視鏡100を保持する保持網2が収容された際、収容部10iにおいて、内視鏡100の位置を固定する。

【0032】

尚、図1～図3においては、係止ピンは、3本示されているが、3本に限定されないことは勿論である。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 3 】

把持部 2 h は、ピン部 2 h p とハンドル 2 h d とから主要部が構成されており、保持網 2 に保持された内視鏡 1 0 0 に対して、作業者が非接触で保持網 2 を把持するためのものである。また、把持部 2 h のピン部 2 h p は、載置部 2 t に対し内視鏡 1 0 0 が載置された際、内視鏡 1 0 0 のコネクタ部 1 0 0 d が係止される。

【 0 0 3 4 】

よって、保持網 2 の載置部 2 t に内視鏡 1 0 0 が載置され、係止ピン 2 p に、操作部 1 0 0 a と、巻回された挿入部 1 0 0 b 及びユニバーサルコード 1 0 0 c が係止され、さらに、把持部 2 h のピン部 2 h p に、コネクタ部 1 0 0 d が係止された状態で、把持部 2 h のハンドル 2 h d が作業者により把持されることにより、内視鏡 1 0 0 は、保持網 2 に保持された状態で運搬されるか、図 2 に示すように、洗浄消毒槽 2 6 に收容される。

10

【 0 0 3 5 】

尚、ハンドル 2 h d は、図 1、図 2 に示すように、ピン部 2 h p に係止されたコネクタ部 1 0 0 d よりも上方に位置していることにより、ハンドル 2 h d が作業者の手によって把持された際、コネクタ部 1 0 0 d が作業者の手に接触してしまうことが防がれている。即ち、内視鏡 1 0 0 に付着した汚れが、作業者の手に接触してしまうことが防がれている。

【 0 0 3 6 】

図 1 に示すように、收容ケース 1 0 は、例えば長方体形状に形成されており、内部の收容部 1 0 i の外形が、平面視した状態で保持網 2 の載置部 2 t の外形と略同じ大きさか、若干大きく形成されている。

20

【 0 0 3 7 】

また、收容ケース 1 0 は、收容部 1 0 i の高さが、載置部 2 t に内視鏡 1 0 0 を載置した状態で、載置部 2 t の底部から内視鏡 1 0 0 の上部までの高さと同様か若干大きく形成されている。即ち、收容部 1 0 i は、図 3 に示すように、内視鏡 1 0 0 を保持する保持網 2 が收容できる空間に形成されている。

【 0 0 3 8 】

また、收容ケース 1 0 の一側面に、保持網 2 の收容口 1 0 s が形成されているとともに、收容口 1 0 s には、該收容口 1 0 s に対して開閉自在な蓋 1 2 が設けられている。

【 0 0 3 9 】

30

また、收容ケース 1 0 の高さ方向の上面に、收容口 1 0 s の略中央位置から收容ケースの長手方向に沿って、レール状に高さ方向上方に突出する突起部 1 1 が形成されている。また、突起部 1 1 の上面は開口されている。

【 0 0 4 0 】

突起部 1 1 は、図 3 に示すように、收容ケース 1 0 の收容部 1 0 i に保持網 2 が收容された際、把持部 2 h のピン部 2 h p が挿入されるとともに、收容ケース 1 0 外に、把持部 2 h のハンドル 2 h d を露出させるものである。よって、突起部 1 1 の上面開口 1 1 h は、把持部露出孔を構成している。尚、上面開口 1 1 h の外周縁部にシール材が設けられていても構わない。シール材は、上面開口 1 1 h を介して、收容部 1 0 i から汚れが收容ケース 1 0 外に不意に流れ出てしまうことを防止する。

40

【 0 0 4 1 】

また、蓋 1 2 において、該蓋 1 2 を收容口 1 0 s に対し閉成した際、突起部 1 1 に対向する位置には、例えば半円状の切り欠き 1 2 k が形成されている。切り欠き 1 2 k は、收容ケース 1 0 の收容部 1 0 i に保持網 2 が收容され、收容口 1 0 s に蓋 1 2 が閉成された際、蓋 1 2 が把持部 2 h のハンドル 2 h d に接触してしまうのを防ぐものである。よって、切り欠き 1 2 k は、ハンドル 2 h d の円形状に沿った形状を有していることが好ましい。

【 0 0 4 2 】

このことにより、図 3 に示すように、收容ケース 1 0 の收容部 1 0 i に保持網 2 が收容され、收容口 1 0 s に蓋 1 2 が閉成された際、把持部 2 h のハンドル 2 h d のみが突起部

50

１１の上面開口１１ｈから収容ケース１０外に露出する。即ちハンドル２ｈｄは、汚染領域外に位置することとなる。

【００４３】

尚、内視鏡１００を保持する保持網２を収容ケース１０の収容部１０ｉに挿入する場合には、ハンドル２ｈｄが上面開口１１ｈに沿うように挿入されることにより、作業者は、内視鏡１００に非接触で、収容部１０ｉに保持網２を収容することができる。

【００４４】

また、保持網２の収容後、作業者は、ハンドル２ｈｄを把持することにより、内視鏡１００を保持した保持網２を収容した収容ケース１０を把持し、運搬することができる。

【００４５】

尚、保持網２が収容ケース１０に収容された状態においては、図３に示すように、内視鏡１００の位置は、載置部２ｔ上において、係止ピン２ｐや、把持部２ｈのピン部２ｈｐによって規定されている。即ち、内視鏡１００の位置が、係止ピン２ｐやピン部２ｈｐにより固定されていることから、図３に示すように、収容口１０ｓが上方を指向するよう収容ケース１０が回転されたとしても、収容ケース１０の収容部１０ｉの内壁に、内視鏡１００が接触することが防がれている。

【００４６】

また、運搬終了後、保持網２を収容ケース１０から取り出す際は、蓋１２を開成し、ハンドル２ｈｄを、収容口１０ｓ方向に引っ張るのみで、作業者は、内視鏡１００に非接触で容易に収容ケース１０から保持網２を取り出すことができる。

【００４７】

このように、本実施の形態においては、医療器具運搬ユニット１は、保持網２と収容ケース１０とから主要部が構成されており、保持網２には、載置部２ｔ上における内視鏡１００の位置を規定する複数の係止ピン２ｐが形成されていると示した。また、複数の係止ピン２ｐは、収容ケース１０の収容部１０ｉに保持網２が収容された際、収容部１０ｉにおいて内視鏡１００の位置を固定すると示した。

【００４８】

さらに、保持網２は、内視鏡１００を保持した状態で、図２に示すように、洗浄消毒装置２５の洗浄消毒槽２６に収容自在であると示した。

【００４９】

また、保持網２の把持部２ｈのハンドル２ｈｄは、保持網２に内視鏡１００が保持された際、内視鏡１００から離間した位置、即ち、作業者がハンドル２ｈｄを把持したとしても、内視鏡１００に接触しない位置に設けられていると示した。

【００５０】

さらに、収容ケース１０の突起部１１には、収容ケース１０の収容部１０ｉに保持網２が収容された際、把持部２ｈのハンドル２ｈｄを、収容ケース１０から露出させる上面開口１１ｈが形成されていると示した。

【００５１】

このことによれば、作業者は、把持部２ｈのハンドル２ｈｄを把持するのみで、内視鏡１００に非接触で、保持網２に保持された内視鏡１００を病院内または洗浄消毒装置２５が設置されている部屋において運搬することができるとともに、内視鏡１００に非接触で、内視鏡１００を保持する保持網２を、洗浄消毒槽２６に収容して、洗浄消毒装置２５を用いて内視鏡１００の洗浄消毒を行うことができる。

【００５２】

また、作業者は、ハンドル２ｈｄを把持して、使用後または洗浄消毒後の内視鏡が保持された保持網２を、突起部１１の上面開口１１ｈからハンドル２ｈｄが露出するよう、突起部１１に把持部２ｈのピン部２ｈｐを挿入して、収容ケース１０の収容部１０ｉに収容した後、蓋１２を収容口１０ｓに対し閉成するのみで、収容ケース１０に対し保持網２を、内視鏡１００に対して非接触で短時間かつ効率良く収容することができる。

【００５３】

10

20

30

40

50

また、収容部 10 i に保持網 2 を収容して運搬する際、作業者は、収容ケース 10 外に位置する汚染領域外のハンドル 2 h d を把持するのみで良いことから、内視鏡 100 に対して非接触で、感染を予防して内視鏡 100 が収容された収容ケース 10 の運搬を行うことができる。

【0054】

また、収容部 10 i に保持網 2 を収容して運搬する際、複数の係止ピン 2 p 及び把持部 2 h のピン部 2 h p によって、載置部 2 t 上における内視鏡 100 の位置が規定されている、即ち、収容部 10 i における内視鏡 100 の位置が固定されていることから、運搬中に、内視鏡 100 が、収容部 10 i の内壁に収容ケース 10 に付与される振動や衝撃により接触し、破損してしまうことが防がれている他、使用後の内視鏡 100 の外表面に付着した汚物が、収容部 10 i の内壁に付着してしまうことを防止することができる。

10

【0055】

また、洗浄消毒後の内視鏡 100 を運搬する際も、運搬中に、内視鏡 100 に対して、外部から汚れが付着してしまうのを防止することができる。

【0056】

さらに、保持網 2 を収容部 10 i から取り出す際も、作業者は、把持部 2 h のハンドル 2 h d を把持して抜去するのみで、内視鏡 100 に対して非接触で、収容ケース 10 の収容部 10 i から保持網 2 を取り出すことができる。

【0057】

尚、以下、変形例を、図 4 を用いて示す。図 4 は、収容ケースに内視鏡を保持した保持網が収容された状態の変形例を示す透視斜視図である。

20

【0058】

図 4 に示すように、保持網 2 の載置部 2 t の底面に、固定部材であるレール状の突起部 2 g が形成されており、収容ケース 10 の収容部 10 i に保持網 2 が収容された際、収容ケース 10 の突起部 2 g に対向する位置に、突起部 2 g が嵌入自在な固定部材である固定溝 10 g が設けられていても構わない。

【0059】

また、この場合、収容ケース 10 において、収容口 10 s に隣り合う側面に、収容口 10 r が形成されていても構わない。また収容口 10 r には、該収容口 10 r に対して開閉自在な蓋 13 が設けられている。収容口 10 r は、蓋 13 が開成された際、収容口 10 r を介して固定溝 10 g を露出させるものである。

30

【0060】

このような構成によれば、作業者は、蓋 13 を開成して、保持網 2 の突起部 2 g を固定溝 10 g に嵌入させながら収容ケース 10 の収容部 10 i に内視鏡 100 を保持する保持網 2 を収容した後、蓋 12、13 を閉成することにより、収容部 10 i に保持網 2 を収容することができる。

【0061】

この状態においては、固定溝 10 g に突起部 2 g が嵌入していることから、運搬中において、収容部 10 i において保持網 2 が動いてしまい、内視鏡 100 が収容部 10 i の内壁に接触してしまうことが本実施の形態よりもより効果的に防止される。尚、その他の効果は、上述した本実施の形態と同様である。

40

【0062】

(第 2 実施の形態)

図 5 は、本実施の形態の医療器具運搬ユニットにおける内視鏡が収容されたケース部材を示す平面図、図 6 は、図 5 のケース部材の蓋体が開成された状態を示す側面図、図 7 は、収容ケースに図 5 のケース部材が収容された状態を示す医療器具運搬ユニットの斜視図である。

【0063】

尚、本実施の形態は、上述した第 1 実施の形態と比して、内視鏡を保持する保持部材をケース部材から構成した点のみが異なる。よって、この相違点のみを説明し、第 1 実施の

50

形態と同様の構成には同じ符号を付し、その説明は省略する。

【 0 0 6 4 】

図 7 に示すように、本実施の形態においては、医療器具運搬ユニット 2 0 0 は、使用済みまたは洗浄消毒後の内視鏡 1 0 0 を保持する保持部材であるケース部材 2 0 と、該ケース部材 2 0 が収容自在な収容部材である収容ケース 3 0 とにより主要部が構成されている。

【 0 0 6 5 】

ケース部材 2 0 は、図 5 に示すように、例えばゴム等の柔軟な材料からケース状かつ網状に形成されたものであり、図 6 に示すように、固定部材であるケース部 2 0 t と、該ケース部 2 0 t の収容口 2 0 s に対して開閉自在な固定部材である蓋体 2 0 v とから主要部

10

【 0 0 6 6 】

尚、ケース部材 2 0 が、柔軟な材料から構成されているのは、図 5、図 6 に示すように、ケース部 2 0 t の収容部 2 0 i に内視鏡 1 0 0 が収容された際、内視鏡 1 0 0 のケース部 2 0 t または蓋体 2 0 v への接触に伴う内視鏡 1 0 0 の破損を防止するためである。よって、ケース部材 2 0 は、金属の心材に対し、柔軟な材料が被覆されてケース状かつ網状に形成されていても構わない。

【 0 0 6 7 】

ケース部 2 0 t の底面からは、固定部材である複数の係止ピン 2 0 p が起立して設けられている。複数の係止ピン 2 0 p は、内視鏡 1 0 0 の操作部 1 0 0 a、挿入部 1 0 0 b、ユニバーサルコード 1 0 0 c、コネクタ部 1 0 0 d がそれぞれ係止されることにより、収容部 2 0 i における内視鏡 1 0 0 の位置を規定するものである。

20

【 0 0 6 8 】

また、複数の係止ピン 2 0 p は、洗浄消毒装置 2 5 の洗浄消毒槽 2 6 にケース部材 2 0 が収容された際、洗浄消毒槽 2 6 において、内視鏡 1 0 0 を最適な位置に規定する。具体的には、複数の係止ピン 2 0 p は、内視鏡 1 0 0 の洗浄し難い位置、例えば挿入部 1 0 0 b の先端が、洗浄消毒槽 2 6 に洗浄液や消毒液、濯ぎ水を供給する図示しない液体供給ポートの直下に位置するよう、内視鏡 1 0 0 の位置を規定する。

【 0 0 6 9 】

さらに、複数の係止ピン 2 0 p は、図 7 に示すように、収容ケース 3 0 の収容部 3 0 i に内視鏡 1 0 0 を保持するケース部材 2 0 が収容された際、収容部 3 0 i において、内視鏡 1 0 0 の位置を固定する。

30

【 0 0 7 0 】

また、ケース部 2 0 t も、収容ケース 3 0 の収容部 3 0 i に内視鏡 1 0 0 を保持するケース部材 2 0 が収容された際、収容部 3 0 i において、内視鏡 1 0 0 の位置を固定する機能を有している。

【 0 0 7 1 】

また、ケース部 2 0 t の収容口 2 0 s における外周縁において、互いに対向する位置には、ケース部材 2 0 に保持された内視鏡 1 0 0 に対して作業者が非接触でケース部材 2 0

40

【 0 0 7 2 】

蓋体 2 0 v は、ケース部 2 0 t の収容部 2 0 i に内視鏡 1 0 0 が収容され、ケース部 2 0 t に蓋体 2 0 v が閉成された際、フック部 2 0 f がケース部 2 0 t に係止されることにより、ケース部 2 0 t に対して固定されるものである。

【 0 0 7 3 】

また、蓋体 2 0 v は、収容ケース 3 0 の収容部 3 0 i に内視鏡 1 0 0 を保持するケース部材 2 0 が収容された際、収容部 3 0 i において、内視鏡 1 0 0 の位置を固定する機能も有している。

【 0 0 7 4 】

50

図 7 に示すように、収容ケース 30 は、内部の収容部 30 i が、ケース部材 20 と略同じ大きさの空間に形成されている。即ち、収容部 30 i は、内視鏡 100 を保持するケース部材 20 が収容できる大きさの空間に形成されている。

【0075】

また、収容ケース 30 の一側面に、ケース部材 20 の収容口 30 s が形成されているとともに、収容口 30 s には、該収容口 30 s に対して開閉自在な蓋 32 が設けられている。

【0076】

また、収容ケース 30 の高さ方向の上面であって、収容部 30 i にケース部材 20 を収容した際、把持部 20 h に重なる位置に、収容ケース 30 外に、ケース部材 20 の把持部 20 h を露出させる把持部露出孔 30 h が形成されている。尚、把持部露出孔 30 h の外周縁部にシール材が設けられていても構わない。シール材は、把持部露出孔 30 h を介して収容部 30 i の汚れが、収容ケース 30 外に不意に流れ出てしまうことを防止する。

【0077】

このことにより、図 7 に示すように、収容ケース 30 の収容部 30 i にケース部材 20 が収容された際、把持部 20 h のみが把持部露出孔 30 h から収容ケース 30 外に露出する。即ち、把持部 20 h は、汚染領域外に位置することとなる。

【0078】

尚、内視鏡 100 を保持するケース部材 20 を、収容ケース 30 の収容部 30 i に収容する場合には、ケース部材 20 は、柔軟な材料から構成されていることから、把持部 20 h を折り曲げて、把持部 20 h を把持部露出孔 30 h に嵌入させながら、収容部 30 i にケース部材 20 を挿入することにより、作業者は、内視鏡 100 に非接触で、収容部 30 i にケース部材 20 を収容することができる。

【0079】

また、ケース部材 20 の収容後、作業者は、把持部 20 h を把持することにより、内視鏡 100 を保持したケース部材 20 を収容した収容ケース 30 を把持し、運搬することができる。

【0080】

尚、ケース部材 20 が収容ケース 30 に収容された状態においては、内視鏡 100 の位置は、ケース部 20 t や、複数の係止ピン 20 p や、蓋体 20 v によって規定されている。即ち、内視鏡 100 の位置が固定されていることから、収容ケース 30 の収容部 30 i の内壁に、内視鏡 100 が接触することが防がれている。

【0081】

また、運搬終了後、ケース部材 20 を収容ケース 30 から取り出す際は、蓋 32 を開成し、把持部 20 h を、把持部露出孔 30 h から抜去し、ケース部材 20 を引き出すのみで、作業者は、内視鏡 100 に非接触で容易に収容ケース 30 からケース部材 20 を取り出すことができる。

【0082】

このように、本実施の形態においては、内視鏡 100 を保持する保持部材は、柔軟な材料からケース状かつ網状に形成されたケース部材 20 から構成されていると示した。

【0083】

また、ケース部材 20 は、洗浄消毒装置 25 の洗浄消毒槽 26 に収容自在であると示した。

【0084】

さらに、複数の係止ピン 20 p、ケース部 20 t、及び該ケース部 20 t に開閉自在な蓋体 20 v により、収容ケース 30 の収容部 30 i にケース部材 20 が収容された際、内視鏡 100 の位置が固定されると示した。

【0085】

また、収容ケース 30 には、収容ケース 30 の収容部 30 i にケース部材 20 が収容された際、把持部 20 h を、収容ケース 30 から露出させる把持部露出孔 30 h が形成され

10

20

30

40

50

ていると示した。

【0086】

このことによれば、作業者は、把持部20hを把持するのみで、内視鏡100に非接触で、ケース部材20に保持された内視鏡100を病院内または洗浄消毒装置25が設置されている部屋において運搬することができるとともに、内視鏡100に非接触で、内視鏡100を保持するケース部材20を、洗浄消毒槽26に収容して、洗浄消毒装置25を用いて内視鏡100の洗浄消毒を行うことができる。

【0087】

また、作業者は、把持部20hを把持して、使用後または洗浄消毒後の内視鏡100が保持されたケース部材20を、把持部露出孔30hから把持部20hが露出するよう、収容ケース30の収容部30iに収容した後、蓋32を収容口30sに対し閉成するのみで、収容ケース30に対しケース部材20を、内視鏡100に対して非接触で短時間かつ効率良く収容することができる。

【0088】

また、収容部30iにケース部材20を収容して運搬する際、作業者は、収容ケース30外に位置する汚染領域外の把持部20hを把持するのみで良いことから、内視鏡100に対して非接触で、感染を防止して内視鏡100が収容された収容ケース30の運搬を行うことができる。

【0089】

さらに、収容部30iにケース部材20を収容して運搬する際、複数の係止ピン20p及びケース部20t、蓋体20vによって、ケース部材20内における内視鏡100の位置が規定されている、即ち、収容部30iにおける内視鏡100の位置が固定されていることから、運搬中に、内視鏡100が収容部30iの内壁に、収容ケース30に付与される振動や衝撃により接触し、破損してしまうことが防がれている他、使用後の内視鏡100の外表面に付着した汚物が、収容部30iの内壁に付着してしまうことを防止することができる。

【0090】

また、洗浄消毒後の内視鏡100を運搬する際も、運搬中に、内視鏡100に対して、外部から汚れが付着してしまうのを防止することができる。

【0091】

また、ケース部材20は、柔軟な材料から構成されていることから、内視鏡100がケース部材20に接触することに伴い、内視鏡100が破損してしまうことを防止することができる。

【0092】

さらに、ケース部材20を収容部30iから取り出す際も、作業者は、把持部20hを把持部露出孔30hから抜去して収容部30iからケース部材20を引き抜くのみで、内視鏡100に対して非接触で、収容ケース30の収容部30iからケース部材20を取り出すことができる。尚、その他の効果は、上述した第1実施の形態と同様である。

【0093】

尚、以下、変形例を、図8を用いて示す。図8は、図7のケース部材を2つ重ねて運搬する変形例を示す図である。

【0094】

本実施の形態においては、収容ケース30に対して、内視鏡100が収容されたケース部材20は、1つのみ収容する場合を例に挙げて示したが、これに限らず、図8に示すように、例えば2つのケース部材20を収容ケース30に収容して運搬しても構わない。

【0095】

尚、この場合、収容ケース30の収容部30iは、2つのケース部材20が収容できる大きさの空間に形成されている。

【0096】

また、2つのケース部材20は、一方のケース部材20に設けられた、例えばフック2

10

20

30

40

50

1 によって、固定自在となっている。

【0097】

さらに、収容ケース30の上下には、各ケース部材20の把持部20hがそれぞれ収容ケース30外に露出できるよう、把持部露出孔がそれぞれ形成されている。

【0098】

このような構成によれば、1つの収容ケース30で、2つのケース部材20を収容することができることから、内視鏡100の運搬性を、本実施の形態よりも向上させることができる。尚、その他の効果は、上述した本実施の形態と同様である。

【0099】

また、上述した第1及び第2実施の形態においては、医療器具は、内視鏡を例に挙げて示したが、これに限らず、内視鏡以外の医療器具、例えば処置具であっても本実施の形態は適用可能である。

【0100】

ところで、使用済みまたは洗浄消毒後の内視鏡100を保持する保持部材は、上述した第1実施の形態に示した保持網2や、第2実施の形態に示したケース部材20以外のものであっても構わない。以下、図9～図11を用いて、保持部材の変形例を示す。

【0101】

図9は、保持部材を、収縮自在な網状部材から構成した変形例を、内視鏡とともに示す図、図10は、図9の網状部材の収縮ストッパ機構を拡大して示す図、図11は、図9の網状部材内に内視鏡を収容した後、網状部材を収縮させた状態を示す図である。

【0102】

図9に示すように、保持部材である網状部材40は、使用済みまたは洗浄消毒後の内視鏡100を保持するものであり、細長で柔軟性を有するとともに、非収縮状態においてはU字状を有する筒状部材42と、平面視した状態でU字状の筒状部材42によって囲まれた部位を覆うとともに、内部に内視鏡100が収容される収容部41iが構成される筒状部材42に固定された網部41と、U字状を有する筒状部材42内に挿通された収束用ワイヤ43と、筒状部材42の各端部42dから延出された2本の収束用ワイヤ43が内部44i（図10参照）に挿通されたストッパ部材44と、2本の収束用ワイヤ43の各端部を1つに固定する端部固定部材45とにより主要部が構成されている。

【0103】

ストッパ部材44は、図10に示すように、内部44iに、2本の収束用ワイヤ43が挿通されていることから、筒状部材42の各端部42dと端部固定部材45との間を、2本の収束用ワイヤ43をガイドにして移動自在となっている。

【0104】

また、ストッパ部材44には、バネ44bの付勢力に伴って、常時、内部44iにおいて、2本の収束用ワイヤ43を押圧する押圧部材44pが設けられている。押圧部材44pによって、2本の収束用ワイヤ43が押圧されている状態においては、ストッパ部材44の位置が固定される。尚、作業者は、バネ44bの付勢力に抗して、押圧部材44pを引っ張れば、2本の収束用ワイヤ43をガイドにして、ストッパ部材44を移動させることができる。

【0105】

このような構成を有する網状部材40を用いて、内視鏡100を運搬する場合には、先ず、作業者は、非収縮状態における図9に示す網部41の収容部41iに、収容口41sから、例えば使用済みの内視鏡100を収容する。

【0106】

その後、作業者は、ストッパ部材44の押圧部材44pを、バネ44bの付勢力に抗して引っ張ることにより、ストッパ部材44を、図11に示すように、2本の収束用ワイヤ43をガイドにして、筒状部材42の各端部42d近傍まで移動させる。

【0107】

その結果、図11に示すように、筒状部材42は、各端部42dが対向して、収容口4

10

20

30

40

50

1 s が塞がれるように、U 字状から略円形に変形しながら収縮する。尚、この際、筒状部材 4 2 の長さは、内視鏡 1 0 0 に定められている、内視鏡 1 0 0 を丸めた際の内視鏡 1 0 0 の外形の径における最小径以下にはならない長さに設定されていることから、内視鏡 1 0 0 が、筒状部材 4 2 より小さくなってしまいうことがない。よって、筒状部材 4 2 の収縮に伴い、内視鏡 1 0 0 が破損してしまうことが防止されている。

【 0 1 0 8 】

その後、作業者は、端部固定部材 4 5 近傍の 2 本の収束用ワイヤ 4 3 を把持して、内視鏡 1 0 0 が収容された網状部材 4 0 を運搬する。よって、作業者は、内視鏡 1 0 0 に触れることなく、内視鏡 1 0 0 を運搬することができる。

【 0 1 0 9 】

また、内視鏡 1 0 0 を外部業者に運搬する場合には、網状部材 4 0 を、例えば滅菌パック等の収容部材に収容して運搬する。また、外部業者において、内視鏡 1 0 0 を洗浄消毒する場合には、網状部材 4 0 に内視鏡 1 0 0 が収容された状態で、網状部材 4 0 ごと、洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に投入して洗浄消毒を行う。尚、洗浄消毒の際は、筒状部材 4 2 は、収縮状態であっても非収縮状態であってもどちらであっても構わない。

【 0 1 1 0 】

最後に、網状部材 4 0 から内視鏡 1 0 0 を取り出す場合には、作業者は、押圧部材 4 4 p を、パネ 4 4 b の付勢力に抗して引っ張り、2 本の収束用ワイヤ 4 3 をガイドにして、ストッパ部材 4 4 を、図 9 に示すように、端部固定部材 4 5 近傍まで移動させる。

【 0 1 1 1 】

その結果、網部 4 1 の収容口 4 1 s は開口することにより、作業者は、収容部 4 1 i から内視鏡 1 0 0 を取り出す。

【 0 1 1 2 】

ところで、使用済みまたは洗浄消毒後の内視鏡 1 0 0 を保持する網状部材は、図 9 ~ 図 1 1 に示した網状部材の他、図 1 2 に示す構成のものであっても構わない。図 1 2 は、図 9 とは異なる網状部材を示す図である。

【 0 1 1 3 】

図 1 2 に示すように、保持部材である網状部材 5 0 は、内部 5 1 i に収容口 5 1 s を介して、使用後または洗浄消毒後の内視鏡 1 0 0 が収容される網部 5 1 と、該網部 5 1 の収容口 5 1 s の外周縁に設けられた収縮自在な収縮部 5 2 と、該収縮部 5 2 の内部に挿通された円状の紐 5 3 とにより主要部が構成されていても構わない。

【 0 1 1 4 】

このような構成によれば、例えば使用後の内視鏡 1 0 0 を運搬する際は、作業者は、先ず、収容口 5 1 s を介して、網部 5 1 の内部 5 1 i に内視鏡を収容する。その後、紐 5 3 を引っ張って、非収縮状態である収縮部 5 2 を収縮させて、網部 5 1 を収縮させて収容口 5 1 s を塞ぐことにより、網部 5 1 の内部 5 1 i に内視鏡 1 0 0 を丸めて収容した状態で、紐 5 3 を把持して、内視鏡 1 0 0 を運搬する。よって、作業者は、内視鏡 1 0 0 に触れることなく、コンパクトに内視鏡 1 0 0 を運搬することができる。

【 0 1 1 5 】

その後、外部業者に内視鏡 1 0 0 を運搬する場合には、網状部材 5 0 を、例えば滅菌パック等の収容部材に収容して運搬する。外部業者において、内視鏡 1 0 0 を洗浄消毒する場合には、外部業者は、網状部材 5 0 ごと、洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に投入して内視鏡 1 0 0 を洗浄消毒する。尚、洗浄消毒の際は、網部 5 1 は、収縮状態であっても非収縮状態であってもどちらであっても構わない。

【 0 1 1 6 】

最後に、内視鏡 1 0 0 を取り出す場合は、作業者は、紐 5 3 を弛緩して収縮部 5 2 を非収縮状態とし、収容口 5 1 s を開口して、網部 5 1 の内部 5 1 i から内視鏡 1 0 0 を取り出す。

【 0 1 1 7 】

ところで、使用済みまたは洗浄消毒後の内視鏡 1 0 0 を保持する網状部材は、図 9 ~ 図

10

20

30

40

50

図 12 に示した網状部材の他、図 13 に示す構成のものであっても構わない。図 13 は、図 9、図 12 とは異なる網状部材を示す図である。

【0118】

図 13 に示すように、保持部材である網状部材 60 は、内部 61 i に使用後または洗浄消毒後の内視鏡 100 が収容される、内視鏡 100 に沿った形状を有する網部 61 と、該網部 61 の端部にそれぞれ設けられたストッパ 64 と、網部 61 に一部が挿通された円形の紐 63 とにより主要部が構成されている。

【0119】

このような構成によれば、例えば使用後の内視鏡 100 を運搬する際は、作業者は、先ず、網部 61 の内部 61 i に、網部 61 に沿って内視鏡 100 を収容する。

10

【0120】

次いで、作業者は、紐 63 を引っ張ることにより、網部 61 とともに、内視鏡 100 を丸める。尚、作業者による紐 63 の引っ張り、ストッパ 64 が網部 61 外に露出されまで行われる。このことにより、内視鏡 100 を丸めすぎて、内視鏡 100 を破損させてしまうことがストッパ 64 により防止される。

【0121】

この状態において、作業者は、紐 63 を把持して、内視鏡 100 を運搬する。よって、作業者は、内視鏡 100 に触れることなく、コンパクトに内視鏡 100 を運搬することができる。

【0122】

20

その後、外部業者に内視鏡 100 を運搬する場合には、網状部材 60 を、例えば滅菌パック等の収容部材に収容して運搬する。外部業者において、内視鏡 100 を洗浄消毒する場合には、外部業者は、網状部材 60 ごと、洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に投入して内視鏡 100 を洗浄消毒する。尚、洗浄消毒の際は、網部 61 は、丸まった状態であっても伸びた状態であってもどちらであっても構わない。

【0123】

最後に、内視鏡 100 を取り出す場合は、作業者は、紐 63 を弛緩して、網部 61 の内部 61 i から内視鏡 100 を取り出す。

【図面の簡単な説明】

【0124】

30

【図 1】第 1 実施の形態の医療器具運搬ユニットを示す斜視図。

【図 2】図 1 の内視鏡を保持した保持網が洗浄消毒装置の洗浄消毒槽に収容自在な状態を示す部分斜視図。

【図 3】図 1 の収容ケースに内視鏡を保持した保持網が収容されている状態を示す透視斜視図。

【図 4】収容ケースに内視鏡を保持した保持網が収容された状態の変形例を示す透視斜視図。

【図 5】第 2 実施の形態の医療器具運搬ユニットにおける内視鏡が収容されたケース部材を示す平面図。

【図 6】図 5 のケース部材の蓋体が開成された状態を示す側面図。

40

【図 7】収容ケースに図 5 のケース部材が収容された状態を示す医療器具運搬ユニットの斜視図。

【図 8】図 7 のケース部材を 2 つ重ねて運搬する変形例を示す図。

【図 9】保持部材を、収縮自在な網状部材から構成した変形例を、内視鏡とともに示す図。

【図 10】図 9 の網状部材の収縮ストッパ機構を拡大して示す図。

【図 11】図 9 の網状部材内に内視鏡を収容した後、網状部材を収縮させた状態を示す図。

【図 12】図 9 とは異なる網状部材を示す図。

【図 13】図 9、図 12 とは異なる網状部材を示す図。

50

【符号の説明】

【0125】

1 ... 医療器具運搬ユニット

2 ... 保持網（保持部材）

2 h ... 把持部

2 g ... 突起部

2 p ... 係止ピン

1 0 ... 収容ケース（収容部材）

1 0 i ... 収容部

1 0 g ... 固定溝

10

1 1 h ... 上面開口（把持部露出孔）

2 0 ... ケース部材（保持部材）

2 0 h ... 把持部

2 0 p ... 係止ピン（固定部材）

2 0 t ... ケース部（固定部材）

2 0 v ... 蓋体（固定部材）

2 5 ... 洗浄消毒装置

2 6 ... 洗浄消毒槽

3 0 ... 収容ケース（収容部材）

3 0 h ... 把持部露出孔

20

3 0 i ... 収容部

4 0 ... 網状部材（保持部材）

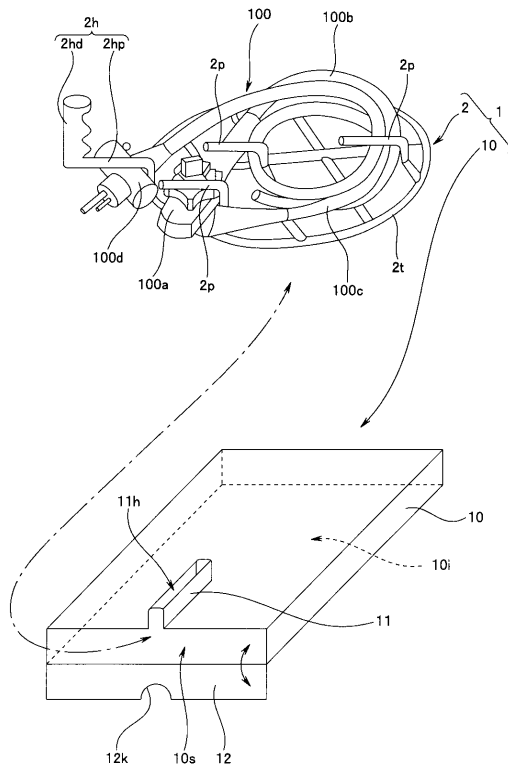
5 0 ... 網状部材（保持部材）

6 0 ... 網状部材（保持部材）

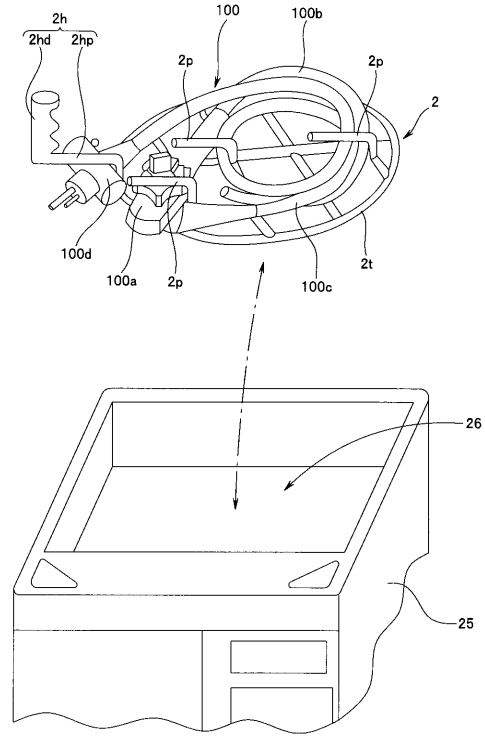
1 0 0 ... 内視鏡（医療器具）

2 0 0 ... 医療器具運搬ユニット

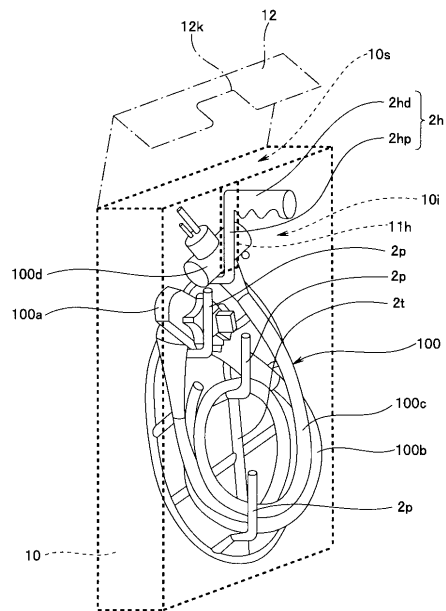
【図 1】



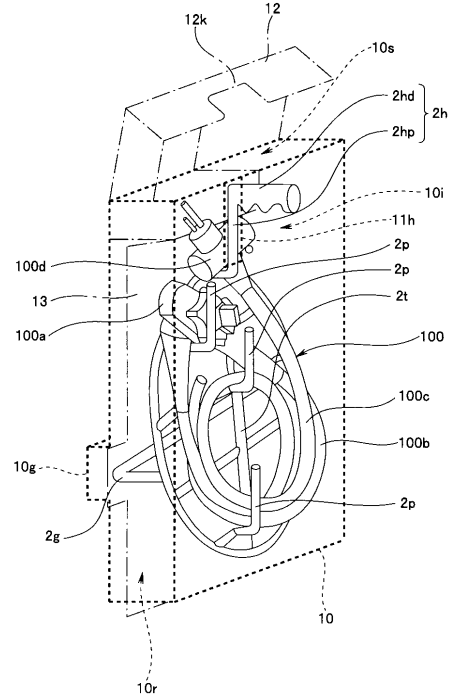
【図 2】



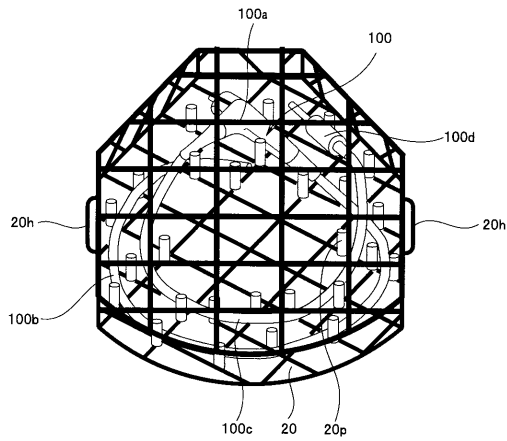
【図 3】



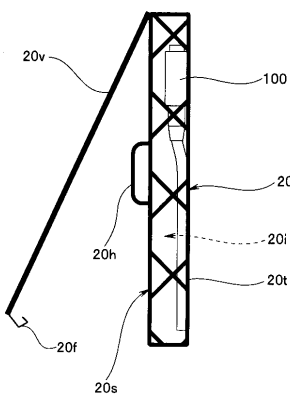
【図 4】



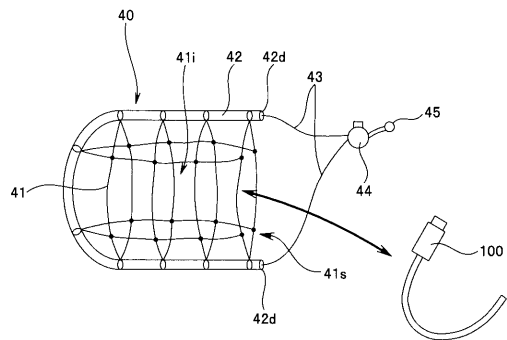
【図 5】



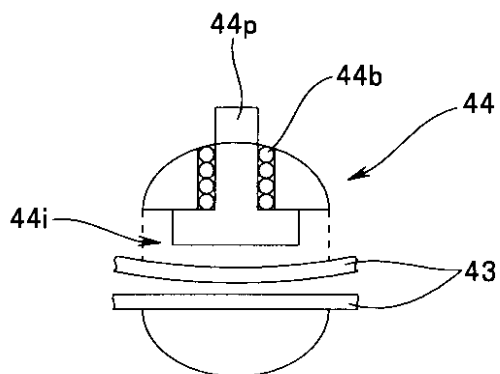
【図 6】



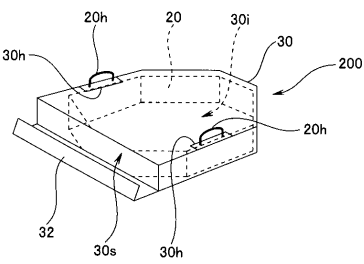
【図 9】



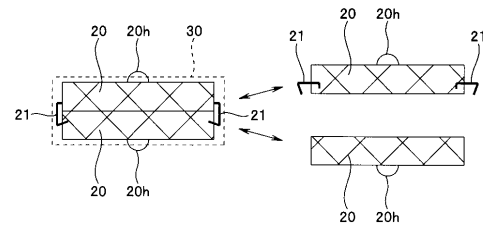
【図 10】



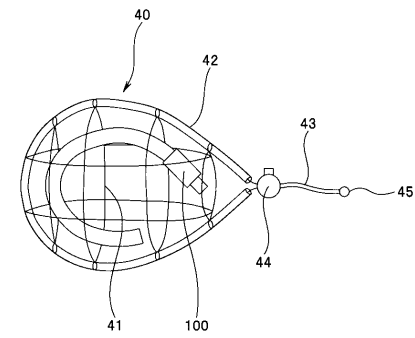
【図 7】



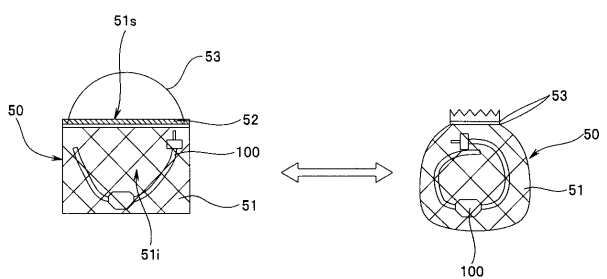
【図 8】



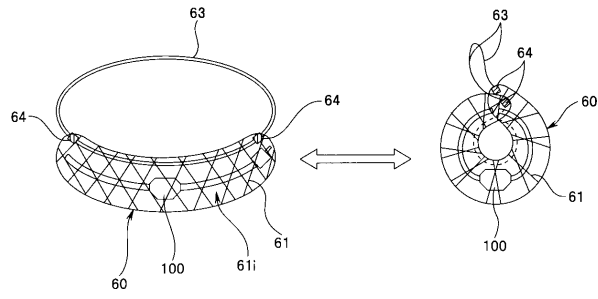
【図 11】



【図 12】



【図 13】



专利名称(译)	医疗器械携带单位		
公开(公告)号	JP2010012034A	公开(公告)日	2010-01-21
申请号	JP2008174761	申请日	2008-07-03
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯医疗株式会社		
申请(专利权)人(译)	オリンパスメディカルシステムズ株式会社		
[标]发明人	小川章生 辻谷英樹		
发明人	小川 章生 辻谷 英樹		
IPC分类号	A61B1/00 A61B1/12 A61L2/26		
FI分类号	A61B1/00.300.B A61B1/12 A61L2/26.Z A61B1/00.650 A61B1/00.653 A61B1/12.510 A61L2/00 A61L2/26		
F-TERM分类号	4C058/AA12 4C058/AA15 4C058/BB07 4C058/EE22 4C058/EE23 4C058/EE24 4C058/JJ06 4C058/JJ21 4C061/GG07 4C061/GG09 4C061/GG13 4C161/GG07 4C161/GG09 4C161/GG13		
代理人(译)	伊藤 进		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种医疗器械输送单元，其具有能够将使用过的或消毒过的医疗器械有效地包装在储存盒中并且能够防止医疗器械在储存盒内移动的结构。
 SOLUTION：医疗器械输送单元包括：用于保持内窥镜100的保持器网2；保持器网2的抓握部2h，其设置在保持器网2中，用于夹持保持器网2而不接触保持在保持器2中的内窥镜100。持有人网2；存储盒10，能够存放支架网2；锁定销2p设置在支架网2或存储盒10中，用于在保持内窥镜100的支架网2存放在存储盒10中时固定存储在存储盒10中的内窥镜的位置。
 2

